

様

新居浜市監査委員 鴻 上 浩 宣  
新居浜市監査委員 杉 本 茂 利  
新居浜市監査委員 伊 藤 優 子

## 定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、令和5年1月6日から同年2月17日までの間、新居浜市監査基準に準拠して実施した定期監査について、同条第9項に規定する監査結果に関する報告並びに同条第14項に規定する措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

### 1 監査の対象及び期間

令和3年度に実施した事務事業全般の歳入歳出予算の執行及び関連ある事項について、次のとおりの監査期間をもって監査を実施した。

監査対象部局	監査期間
経済部	令和5年1月6日から同年1月27日まで
総務部・出納室	令和5年1月27日から同年2月17日まで

### 2 監査を実施した監査委員

鴻 上 浩 宣・杉 本 茂 利・仙 波 憲 一  
〔 仙 波 憲 一 令和5年5月1日付け退任 〕  
〔 伊 藤 優 子 令和5年5月15日付け就任 〕

### 3 監査等の着眼点

財務及び事務事業の執行等が法令等に基づき正確に処理されているか、効率的かつ効果的（最少の経費で最大の効果）に行われているかを主眼として実施した。

### 4 監査の実施内容

関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取するとともに、前年度の指摘事項等が適正に改善されているかに留意して監査を実施した。

### 5 監査の結果

令和3年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。今後においても、更に適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、住民福祉の増進のため努力をされたい。

なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答は、次のとおりである。

# 経 済 部

## 1 経済部の主な事務事業

### (1) 産業振興課

- ア 商業及び工業等の振興に関すること。
- イ 企業に対する融資及びあっせんに関すること。
- ウ 商業振興施設に関すること。
- エ 発明、特許及び考案に関すること。
- オ 企業用地の造成及び企業誘致に関すること。
- カ 労働雇用に関すること。
- キ 勤労者福祉に関すること。

### (2) 観光物産課

- ア 観光資源の調査及び開発に関すること。
- イ 観光施設の整備及び管理に関すること。
- ウ 観光物産情報の発信に関すること。
- エ 鉱泉管理及び給湯に関すること。
- オ 物産の普及及び開発に関すること。
- カ 観光交流施設及び東平記念館に関すること。
- キ 森林公園ゆらぎの森に関すること。

### (3) 地域交通課

- ア 地域公共交通に関すること。
- イ 渡海船事業に関すること。

### (4) 農林水産課

- ア 農業、林業、漁業の振興に関すること。
- イ 米の生産調整に関すること。
- ウ 市有林の経営計画及び管理に関すること。
- エ 有害鳥獣駆除及び鳥獣飼養許可に関すること。
- オ 市民の森に関すること。
- カ 別子木材センターに関すること。
- キ 共同及び区画漁業権の調整に関すること。
- ク 漁港の計画、設計、施工、監督及び管理に関すること。
- ケ 自然農園に関すること。
- コ 農業委員会の委員の選任に関すること。

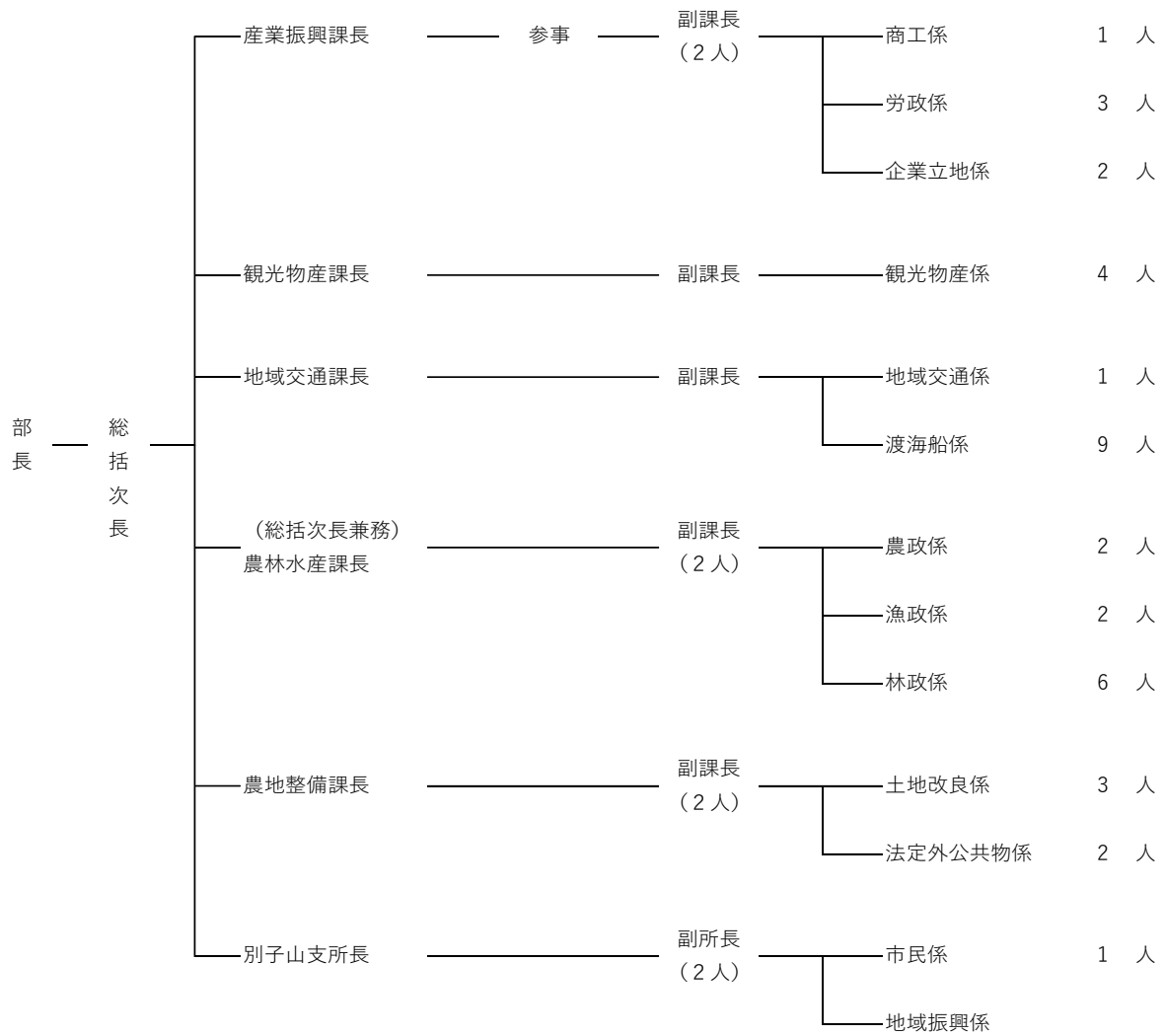
**(5) 農地整備課**

- ア 土地改良事業の計画及び推進に関すること。
- イ 土地改良事業の設計、監督及び技術指導に関すること。
- ウ 土地改良事業の受託工事の施行に関すること。
- エ 農業水利に関すること。
- オ 農業用樋門の管理に関すること。
- カ 土地改良区の設立、合併及び解散に関すること。
- キ 法定外公共物の管理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

**(6) 別子山支所**

- ア 庁舎及び庁舎敷地の維持管理
- イ 市税、国民健康保険料、使用料、手数料その他の収入金の収納事務
- ウ 戸籍の届書の受付並びに住民基本台帳及び印鑑に関する諸届の受理
- エ 住民票の写し、戸籍に関する証明、印鑑証明等諸証明の発行
- オ 水道に関する事項
- カ 地域振興に関する事項
- キ 市道、林道及び交通安全施設の維持補修
- ケ 別子山地域バスの運行に関する事項
- コ 甌穴遊歩道の維持管理

2 職員の配置状況 54人（令和4年4月1日現在）



### 3 令和3年度に実施した主な事業

#### (1) 企業立地促進対策費

産業振興と雇用の促進を図り、地域経済の発展に資することを目的に、本市に新設、移転等を行った企業に対し企業立地促進奨励金等の奨励措置を講じる。このことにより、高付加価値型、先端技術型への移行を促進するなど、本市産業の活性化と多様化及び雇用の拡大に寄与した。

<事業費> 618,172,470円

(愛媛県地域産業活性化協議会負担金 49,470円を含む。)

#### 奨励金一覧

(単位：千円)

種別	件数	補助金額
企業立地促進奨励金	16	195,736
市内企業活用奨励金	9	28,727
成長分野促進奨励金	3	35,726
雇用促進奨励金	6	9,250
用地取得奨励金	6	37,216
繰越分	4	311,468
合計	44	618,123

#### (2) 中小企業金融対策費

市内中小企業の育成振興を図るため、金融機関等に対する預託による融資制度を設けており、中小企業振興資金特別融資（長期）においては、運転資金・設備資金を、中小企業振興資金特別融資（季節）及び中小企業緊急経営資金融資においては、運転資金を低利で融資し、経営の安定等を図り、中小企業設備近代化資金融資においては、合理化と設備の近代化、ベンチャー企業の育成を図った。

これらの各融資制度により、中小企業の資金需要に応えると共に、中小企業の経営の安定、活力ある成長発展に寄与した。

<事業費> 510,296,308円

#### (3) デマンドタクシー運行事業費

高齢者や障がい者などの交通弱者のための市内公共交通体系を確保するため、デマンド型乗り合いタクシーの運行を実施した。対象地域は、バス交通空白地域である川東地区と上部地区（別子山地区を除く）とし、月～金曜日まで1日8便、土曜日は1日1～5便を運行した。令和3年度の利用人数は16,504人、運行台数は9,387台であった。

参考：登録者数2,587世帯、3,874人（R4.3末現在）

<市事業費> 20,238,366円

(新居浜市地域公共交通活性化協議会負担金)

#### (4) 森林環境保全整備費

健全で活力ある森林を育てるとともに、国土の保全、水源かん養、地球温暖化防止など、森林の持つ公益的機能を発揮するために、間伐などの森林整備の推進を図った。

(森林整備面積 28.94ha、作業路開設 1,401m)

<市事業費> 2,992,000円

#### (5) 市単独土地改良事業

県単独土地改良事業において採択されない事業及び受益面積5ha未満の農地を対象とし、農道及びかんがい排水施設等の農業用施設の基盤整備を進めることにより、営農労力の節減、農業経営の合理化、効率的な用水利用が図られた。さらに公益的側面として、生活道路としての交通の利便性向上、雨水排除による自然災害の防止効果等、効果が得られた。

<事業費> 69,576,665円  
(内訳) 補助金：68,622,800円  
諸資材費：869,055円  
消耗品費：84,810円

整備箇所数 30箇所（水路改修等：17箇所、揚水機改修：3箇所、その他（農道等）10箇所）

#### (6) 別子山地域バス運行費

別子山地区と市街地とを結ぶ公共交通機関である別子山地域バスの定期運行を実施した。令和3年度は1日3往復、6便運行し、主に別子山地域の高齢者や学生、市内から別子中学校へ通う生徒達の通学・通院・買い物などに利用されており、延べ利用者数は4,398人であった。

<事業費> 21,032,897円

### 4 使用料、手数料等の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
喜光地イベント広場使用料	43,630	43,630	0
ゆらぎの森敷地使用料	0	0	0
渡海船輸送収入	14,876,410	14,876,410	0
漁港施設占用料	56,120	56,120	0
自動販売機設置使用料（漁港施設）	54,000	54,000	0
管理道路占用料	7,040	7,040	0
自動販売機設置使用料（市民の森）	69,872	69,872	0
登録手数料（林務）	10,200	10,200	0
法定外公共物占用料	291,851	291,851	0
水道使用料（別子山）	1,266,100	1,266,100	0
地域バス乗客収入（別子山）	1,456,000	1,456,000	0

## 5 指摘事項及び回答内容（回答は令和5年2月27日付け）

### （1）時間外勤務について

時間外勤務等命令書の一部について、時間外勤務システムへの入力誤りによる支給額の過少払いが生じている。内容を確認の上、改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

（地域交通課）

#### <回答>

時間外勤務システムへの入力誤りに伴う時間外勤務手当差額分の支給については、令和5年3月支給の給与にて調整します。今後は、担当者と管理職によるダブルチェックにより強固なチェック体制を確立し、正確な事務処理を行います。

### （2）共有部分における電気使用量負担金について

マイントピア別子との共有部分における電気使用量の負担金について、請求書に記載された電気使用量の計上に誤りがあり、負担金に過払いが生じている。内容を確認の上、改められたい。請求書を受理する際には、誤りがないか十分にチェックするなど適正な事務処理をされたい。

（観光物産課）

#### <回答>

負担金の算出については、マイントピア別子からFAXにより電気使用量の報告を受け算出を行っていますが、今回、報告書類の印字が粗く判読ミスが生じたことから差異が生じたものです。指摘のありました過払い金については再度算出し、差額分の戻入処理を行います。今後、同様の誤りが発生しないよう、提出方法をFAXによるものから印刷物を直接手渡しにより受領する方法に改め、適正な事務処理を行います。

### （3）経済部が所管する第三セクターの健全経営について

経済部所管の第三セクター「株式会社マイントピア別子」、「有限会社別子木材センター」は、地域産業の振興、地域雇用の拡大など地域活性化の重要な役割を担ってきた。しかし、コロナ禍など急激な経済情勢の悪化で赤字経営を余儀なくされ、直近2年間で純資産が大幅に減少する一方、長期借入金は増加している。総務省指針の「経営健全化方針の策定を必要とする第三セクター」には該当しないものの、今後の経営次第では本市財政に影響を及ぼすことも懸念される。

市は出資者として出資額の範囲において責任を負うものではあるが、その設立に関与した経緯や経営悪化による影響等を踏まえ、両社の健全経営及び自立化に向けた取組について関係者等と連携し支援されたい。

（観光物産課、農林水産課）

#### <回答>

株式会社マイントピア別子の健全経営及び自立化に向けた取組に関しては、マイントピア別子を中心とする端出場地区全体の観光入込客数と滞在時間の増加が大きな効果に繋がるものであり、同時に本市の観光振興にも寄与するものと考えています。

このことから、令和4年度は看板商品造成事業やキッズパークリニューアル事業といった地域の魅力を高める事業を実施し、官民が連携した取組を行っています。今後、SNS及び

紙面を通じた端出場地区の魅力発信や、屋外トイレの洋式化のほか、温泉保養施設の寝ころび湯の改修など、利用客が快適に地域内を周遊できるような事業を実施し、同社の経営健全及び自立化を側面から支援する取組を行います。

(観光物産課)

有限会社別子木材センターの健全経営化については、新規顧客獲得、既存顧客からの受注増が必要不可欠なことから、重要顧客に対する営業活動に際して、必要に応じて市関係者が木材センターの営業活動に随行するなど側面支援を行います。

(農林水産課)

#### (4) 近代化産業遺産の活用について

東平地区に関しては、東洋のマチュピチュというキャッチフレーズのもと観光資源としての活用を図っている。一方、平野部においては、旧端出場水力発電所や住友山田宅など産業遺産の保存整備が進められている。これらに加えて、マイントピア別子、別子銅山記念館、旧山根製錬所煙突、旧別子鉱山鉄道跡、日暮別邸記念館、広瀬歴史記念館などの各遺構や施設を個別の存在としてではなく、トータルのストーリー要素を加味した形に組み立てることにより、有効な観光資源としての活用が期待される。既にモニターツアーや関連団体との連携などに着手されているが、マイントピア別子事業回復の起爆剤としての観点も含め、速やかな観光資源化を検討されたい。

(観光物産課)

##### <回答>

本市の産業遺産の活用については、これまでも、魅力あるツアーの商品化に向け、観光ガイドの養成、JR四国や観光物産協会などの関連団体と連携したモニターツアーを開催してまいりました。

令和4年度には「蘇る別子銅山産業遺産体感ツアー造成事業」により看板商品の造成を行い、産業遺産の更なる磨き上げに取り組んでいます。今後、アフターコロナを見据え、3月に一般公開予定の旧端出場水力発電所や、リニューアルが予定されております住友林業所有のフォレストハウスなどをモデルコースとしてパンフレットやSNSで発信するといった、各施設と連携した観光資源の活用を行います。

#### (5) 総合的な地域公共交通計画の策定について

「新居浜市地域公共交通網形成計画（平成30年策定）」は、コンパクトなまちづくりを先導する公共交通として、基幹公共交通軸や支線軸（鉄道・バス交通）へデマンド交通でアクセスするネットワーク形成を目指している。今般、現計画で想定していない川西地区デマンド交通の実証実験を開始するが、この実証結果等を踏まえ、交通環境やニーズの変化に対応した「地域公共交通計画」を策定し新たな方向性を示す必要がある。

新計画では、バス、タクシー等の既存サービスに加え、自家用有償運送、福祉輸送、民間事業者による送迎・物流サービス等、多様な輸送資源を最大限活用することが求められており、持続可能な運送サービスが提供できるよう交通事業者等と協議のうえ総合的かつ計画的な取組を推進されたい。

(地域交通課)

##### <回答>

令和4年度に実施している「公共交通機関等デジタル化推進事業」について、川西地区の



デマンドタクシーの実証実験のほか、市民のニーズ調査を実施し、本市の交通に関する課題等を整理しています。それらの結果を踏まえ、令和5年度以降、持続可能な移動手段を盛り込んだ「地域公共交通計画」の策定に取り組む予定としています。

計画策定に当たっては、新たな技術、様々な輸送資源の活用を検討するなど、市民の利便性を図りつつ持続可能な交通体系の構築に向け、交通事業者、関係機関等と協議を進めます。

#### (6) 大島渡海船整備等委託料について

当該船舶整備委託料に関しては、至近数年間、右肩上がりの増加となっている。その4年間の年毎の増加率平均は13%にもなっている。年々の点検整備内容や老朽化に伴う設備更新などの特殊事情があるのかもしれないが、今後、当該事業に与える影響を考えると何らかの対応策が必要である。船種など制約事項はあると思われるが、より経済的な整備委託先の調査を行い、経費削減に向けて、経営戦略見直しの一助となるよう取り組まれない。

(地域交通課)

##### <回答>

船舶整備委託料に関しては、近年の人件費及び原材料費の高騰の影響を受けているほか、特殊な設備及び技術が必要なことから、一者随意契約による船舶整備を行っています。

今後、同業務を受注可能な他の業者が参入する見込みとなっており、令和5年度以降については、入札を施行する予定としています。引き続き、競争原理による経費の縮減及び事前の業者との入念な協議により、工期の短縮、効率的な整備に取り組みます。

#### (7) シルバー人材センターへの運営補助金について

高齢化社会を迎え、高齢者が元気で活力ある生活を送れるように、公益社団法人新居浜市シルバー人材センターでは、支援を行い、大きな貢献を果たしてきている。しかしながら、人口減少・少子化などがより大きな社会問題化し、更に多額の資金を必要とする種々の懸案事項がある中、市の財政状況を考えると、あらゆる分野・領域に厳しい目を向けざるを得ない状況がある。一方、当該法人の至近の収支決算状況や財務状況では、内部留保が積み立てられている。経営努力の賜物と思われるが、今般の諸情勢からは、歳入の一定額を占めている運営補助金についても改めてその妥当性について考える必要がある。既にある程度の削減が検討されているとのことであるが、現在の各種事業の自立性を高める可能性あるいは有効な新規高採算事業の有無なども勘案し、運営補助金額の適切なレベルについてより深掘りした検討をされたい。

(産業振興課)

##### <回答>

シルバー人材センターに対しては、これまで国の基準に基づき運営補助を行ってまいりましたが、令和5年度当初予算編成に当たり財務状況を精査したところ、相当額の内部保留の積立を確認したことから、運営補助金は令和5年度から削減することとしました。

今後においては、ご指摘の点も踏まえ、高齢者の就業機会の確保、生きがいと社会参加の促進に補助金をより有効に活用できるよう、シルバー人材センターの活動状況や財務状況に応じた適切な支援を行います。

#### (8) 補助金に係る消費税の取扱いについて

補助金は特定収入であり、消費税法上は不課税取引に当たるため、補助事業者が消費税を

含む補助金の交付を受けた場合、その消費税は仮受消費税の対象にはならない。したがって、当該補助事業者が補助事業で支出した消費税を含めて仕入税額控除を受けた場合、重複分については市に返還が必要となる。現在、産業振興課所管の各補助金交付要綱等においては、消費税及び地方消費税相当額を補助対象外とする旨記載があるものとないものが混在しているため、今後、補助対象経費に係る消費税については、補助金の返還の要否が確実に確認できるような条文の追加等を含め、取扱いの統一を検討されたい。

(産業振興課)

<回答>

ご指摘のように、消費税相当額も補助対象経費とした場合には、確定申告後の補助金返還の手続等、制度が複雑化するおそれがあることから、事業者の煩雑な事務手続の回避と補助金支出の適正化を図るため、事業者向けの補助金については、消費税相当額を補助対象外とするように取扱いを統一します。

# 総務部

## 1 総務部の主な事務事業

### (1) 総務課

- ア 告示及び公告に関する事。
- イ 公印の管守に関する事。
- ウ 文書の管理並びに収受、配布及び発送に関する事。
- エ 議案の作成及び配布に関する事。
- オ 条例、規則等の審査及び制定に関する事。
- カ 訴訟、不服申立て及び直接請求の処理に関する事。
- キ 情報公開の総合調整に関する事。
- ク 個人情報保護の総合調整に関する事。
- ケ 事務管理及び改善に関する事。
- コ 公平委員会の庶務に関する事。

### (2) 人事課

- ア 職員の任免、分限及び賞罰に関する事。
- イ 職員の人事及び給与に関する事。
- ウ 職員の共済組合等に関する事。
- エ 職員の福利厚生に関する事。
- オ 委員会等の委員等の任免に関する事（市議会の同意を要するものに限る。）。
- カ 職員団体に関する事。
- キ 職員の定数及び定員の管理に関する事。
- ク 公務災害、労働安全及び衛生管理に関する事。
- ケ 職員研修の企画立案及び実施に関する事。
- コ 職員の健康推進に関する事。
- サ 行政組織に関する事。

### (3) 契約課

- ア 入札（見積）参加業者の登録に関する事。
- イ 工事請負契約等に関する事。
- ウ 業務委託契約等に関する事。
- エ 物品の購入及び修理等の契約に関する事。
- オ 不用物品の処分に関する事。
- カ 工事の技術管理、施工管理及び検査に関する事。

### (4) 管財課

- ア 市有財産の総括管理及び総合調整に関する事。
- イ 市有財産（用地を除く。）の取得及び登記に関する事。
- ウ 借地に関する事。
- エ 普通財産の管理、貸付け及び処分に関する事（他の所管に属するものを除く。）。
- オ 財産整理に関する事。

- カ 庁舎及び庁舎敷地の管理に関する事。
- キ 庁内の案内に関する事。
- ク 庁内の警備及び宿日直に関する事。
- ケ 庁用自動車の管理に関する事。

#### (5) 市民税課

- ア 市（個人及び法人）、県民税（個人）の賦課に関する事。
- イ 軽自動車税の賦課に関する事。
- ウ 市たばこ税及び入湯税の賦課等に関する事。
- エ 市民税の諸証明に関する事。
- オ 固定資産評価審査委員会の庶務に関する事。

#### (6) 資産税課

- ア 固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事。
- イ 特別土地保有税の賦課に関する事。
- ウ 国有資産等所在市町村交付金に関する事。
- エ 課税台帳等の閲覧及び縦覧並びに固定資産税の諸証明に関する事。

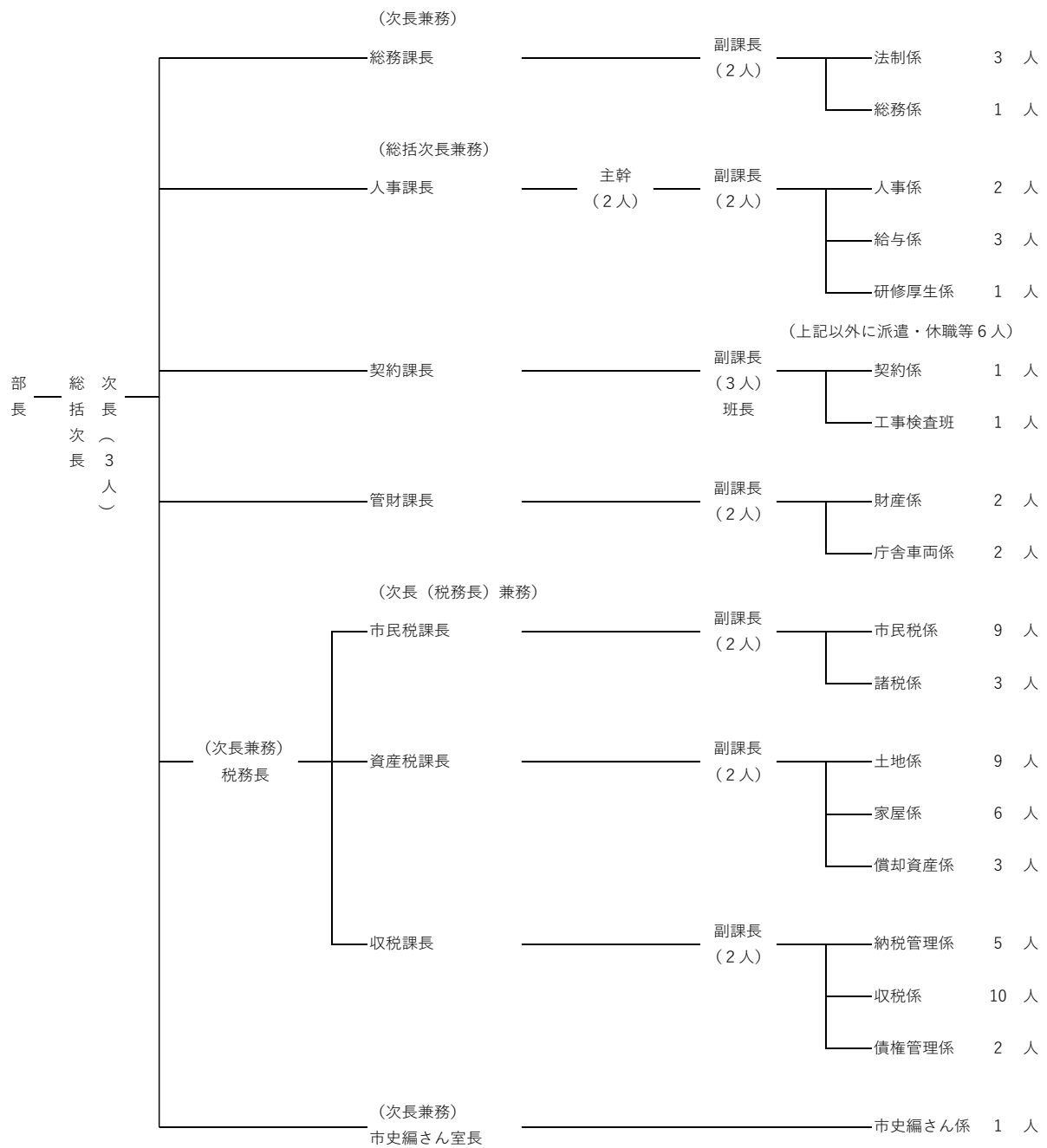
#### (7) 収税課

- ア 市税の徴収に関する事。
- イ 納税貯蓄組合に関する事。
- ウ 口座振替に関する事。
- エ 市税の還付及び充当に関する事。
- オ 市税の徴収嘱託及び受託に関する事。
- カ 納税証明に関する事。
- キ 債権の適正管理に係る企画及び調査研究に関する事。
- ク 債権の管理及び回収に係る総合調整並びに総括に関する事。
- ケ 未収債権の回収及び整理に係る支援並びに助言に関する事。

#### (8) 市史編さん室

- ア 市史編さんに関する事。

2 職員の配置状況 97人（令和4年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



### 3 職員定数と実人員の状況（令和4年4月1日現在）

（単位：人）

部 局 の 別	定 数	実 数	過不足	会計年度 任用職員
議会の事務部局	10	9	△1	0
市長の事務部局	638	619	△19	333
消防長の事務部局	164	144	△20	2
教育委員会の事務部局	86	73	△13	590
選挙管理委員会の事務部局	4	3	△1	0
監査委員の事務部局	3	3	0	1
農業委員会の事務部局	7	6	△1	2
上下水道局	68	61	△7	4
派遣職員	6	2	△4	0
計	986	920	△66	932

### 4 職員の任用及び退職の状況（令和3年度）

（単位：人）

任 用	退 職					計
	定 年	早 期	自己都合	死 亡	その他	
40	29	4	6	0	0	39

注 再任用、国との人事交流職員（割愛）、学校指導主幹の異動等は含まない。

### 5 工事請負契約の状況（令和3年度）

契約方法	件数（件）	金額（千円）	平均落札率 （%）
一般競争入札	0	0	—
事後審査型一般競争入札	56	2,423,459	93.15
指名競争入札	201	1,489,671	93.85
随意契約	38	2,956,533	95.87
計	295	6,869,663	93.97

注 上下水道局及び港務局分を含む。

## 6 物品購入契約の状況（令和3年度）

件数（件）	金額（円）
2,905	423,918,982

注 単価契約は含まない。

## 7 市税の徴収状況

### （1）税目別徴収状況（令和3年度）

（単位：円）

税目	調定額	収入済額	不納欠損額	還付未済額	収入未済額	徴収率（%）
市民税	7,868,858,369	7,808,402,609	6,795,121	59,889	53,720,528	99.23
固定資産税	9,365,178,802	9,220,349,567	39,043,679	0	105,785,556	98.45
国有資産等所在市交付金	11,386,300	11,386,300	0	0	0	100
軽自動車税	447,669,622	428,733,861	2,156,949	0	16,778,812	95.77
市たばこ税	837,880,061	837,880,061	0	0	0	100
都市計画税	1,214,915,854	1,196,502,520	4,941,588	0	13,471,746	98.48
入湯税	520,950	520,950	0	0	0	100
計	19,746,409,958	19,503,775,868	52,937,337	59,889	189,756,642	98.77

### （2）徴収率等の推移（平成29年度～令和3年度）

（単位：千円）

年度		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年度	調定額	19,176,229	18,741,004	19,570,385	19,405,996	19,411,972
	割合（%）	97.73	97.86	98.17	98.33	98.31
滞繰分	調定額	446,043	410,386	364,813	330,307	334,438
	割合（%）	2.27	2.14	1.83	1.67	1.69
全体徴収率		97.70	97.86	98.15	97.95	98.77

### （3）差押え件数の推移（平成29年度～令和3年度）

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
差押え件数（件）	927	781	879	713	644

▼徴収率向上の具体策として次の事項を強化・推進した。

- ① 換価価値の高い資産の差押え
- ② 未納の市税等債務の承認書の提出
- ③ 差押え不動産の対面式公売及び軽自動車のインターネット公売
- ④ 法人課税のうち、特徴・法人市民税税割・償却資産の徴収の強化

## 8 令和3年度に実施した主な事業

### (1) 債権管理対策費

新居浜市債権管理条例をはじめ、関係法令等の規定及び令和3年度債権管理計画に基づき、債権所管課と連携を図りながら債権の適正な管理と効果・効率的な回収に努めた。

非強制徴収公債権及び私債権の所管課と共同して司法手続による債権回収（「共同処理」という。）に取り組むとともに、回収不能となっている私債権の債権放棄を行い、滞納債権の整理を進めた。

共同処理（令和2年11月及び令和3年2月開始分）では、9件約125万円の滞納整理を実施し、令和3年度末までに約116万円を回収した。また、令和3年度末には、3債権127人約152万円の債権を放棄した。これらの結果、合計約268万円の滞納債権について整理を行った。

＜事業費＞ 78,378円

## 9 指摘事項及び回答内容（回答は令和5年3月20日付け）

### (1) 指定管理者制度の改善について

指定管理者制度の運用に関して、令和4年以降に指摘した「事業者利益を加味した適正指定管理料の積算と明確な区分経理による余剰金の適正処理」と「指定管理料と使用料徴収業務委託料の一元化」の改善に向けて、担当課において準備を進められている。

特に、令和5年度は新居浜市総合福祉センターをはじめ28施設の指定管理者の募集が予定されており、募集要項等の作成指針となる「新居浜市指定管理者制度運用の手引」の改訂を早期に行うとともに、統一的な制度運用が図られるよう取組を進められたい。

（総務課）

#### ＜回答＞

指定管理料の算定に係る適正な利益の計上方法及び指定管理料と使用料徴収業務委託料の一元化については、統一的なルールを作成し、担当課において令和5年度に行う指定管理者の募集前に、「新居浜市指定管理者制度運用の手引」を改訂します。また、明確な区分経理による余剰金の適正処理についても、指定管理者制度運用の手引を改訂します。

### (2) 職員研修について

現状、職員研修については、八つの基本研修と七つの特別研修及び六つの人権同和教育研修が行われている。その中に適正な文書事務及び業務処理に関する事項も含まれている。しかしながら、至近の各部局の定期監査結果をみると、文書事務及び事務処理上の不適切・要改善事案が多数指摘検出されている。基本的には、それぞれ上司が指導教育すべきではあるが、業務の基本について教育する場があるのであれば、その機会をより有効に活用すべきである。至近数年の検出事項を参考にして、その傾向や共通事項をもとに、入庁後の適度な階層を対象として、適正な業務処理能力向上に寄与するメニューを設けることを検討されたい。

（人事課）

#### ＜回答＞

文書事務に関する研修は、基本研修第1部（新規採用職員）、第3部（採用後6年）、第4部（主任）、第5部（主査）で実施しています。その研修の中で、過去の不適切な事務処理を



事例として取り上げるなど、より具体的、実践的な研修となるよう内容を見直します。

また、その他の事務処理上の不適切・要改善事案として指摘された事項についても、基本研修のなかで取り上げるほか、必要に応じて特別研修や説明会として計画し、適正な事務処理能力の向上を図ります。

### (3) 改善提案について

目指すべき職員像として3Cを定めているが、その実践行動の一つとして、改善提案の活性化が考えられる。改善内容の高度化も大事であるが、まずはすそ野の拡大を優先し、アイデア程度の軽微なものも取り上げることや、その褒賞についても可能な限り提案増に寄与するよう制度変更が考えられないか検討されたい。また、これからICT関連やDXが推進されていく情勢の中、業務処理面でもその関連事項が増えてくると考えられる。また、専門分野に関わる改善においては、当該分野の専門知識が必要になると考えられる。都度、助言を受けることでも対応可能であるが、事前審査メンバーを審査案件に応じた編成とすることについても検討されたい。

(人事課)

#### <回答>

職員提案制度は、その趣旨から「3C職員」の育成に寄与する制度であると認識しています。アイデア程度の軽微なものであっても認められたという小さな成功体験を積み重ねることは、職員の育成につながるものと考えています。

令和4年度は、55件の提案（提案部門46件、協働部門1件、実施部門8件）があったところですが、提案のすそ野の拡大ができるよう、新たな賞を検討するなど、さらに制度の見直しを継続します。

また、提案の審査においては、提案の所管となる課所室や専門職を事前審査メンバーに加えるなど、運用の改善についても検討します。

### (4) 将来の業務人員体制確保に向けての取組について

少子化及び労働人口の減少が急速に進展している社会情勢下において、将来に向けて業務に必要な人員を確保することが難しくなっており、これからの重要課題となってくると思われる。また、技術専門職の採用においては、現状でも厳しい状況にあるが、更に厳しさが増すと考えられる。これらに対して、これまでの考え方や定型方式にとどまらず、採用対策を考えていくことが求められる。検討テーマの例として、定期採用から通年採用への移行あるいは資格職の任期付き採用などがある。また、テレワークを前提とした副業・兼業を視野に入れるかという論点もある。更に業務の効率化に関しても、人件費削減という財政上の視点に加えて、いかに少数で行政サービス責任を果たしていくかという命題が主となってくる。これらは、一朝一夕に対応できるものではなく、相当の時間と調査・検討を要するテーマと考えられる。既に問題意識を持ち、着手されていると思われるが、周囲の情報収集をはじめ、より取組レベルを上げていくことを検討されたい。

(人事課)

#### <回答>

職員採用については、近年応募者数が減少傾向にあり、特に技術専門職の人材確保には苦慮しているところです。

このような中、令和4年度は技術専門職を対象とした令和4年10月1日採用の試験を実施し、保健師1名、機械技術1名の人材確保に繋がりました。また、任期付職員の採用につ

いては、地域防災マネージャー1名を令和4年4月1日に採用しました。

通年採用あるいは任期付き採用は多種多様な人材の応募も見込まれることから、採用試験の方法も含め検討します。

また、ご指摘のテレワークを前提とした副業・兼業、業務の効率化、人件費削減等については、国の人事施策の動向をみながら、ワークライフバランスの推進、行政のデジタル化など、取り組むべき課題の調査・情報収集を進めます。

#### (5) 準公金取扱いの整備について

各種事業の円滑な推進のため、担当課所室が関係団体や実行委員会等の事務局を担うことに伴い、市職員が公金以外の現金預金を取り扱うことになるが、これら「準公金」については、法令による明確な管理方法等が定められていない。担当課所室では、それぞれ準公金取扱マニュアル等を定め管理を行っているが、関係書類照合や団体監査等のチェック機能等において統一的な運用が行われておらず、不適切事案のリスクが懸念される。これは、本市では「準公金」を統括管理する所管が明確でないことに加え、マニュアル作成の統一基準となる準公金取扱要綱等が定められていないことによるものと考えられる。

リスク管理の面から全国的に取扱要綱等の制定が進んでおり、本市においても、準公金の管理体制の整備と更なる取扱適正化について早期に検討されたい。

(人事課)

#### <回答>

ご指摘のように、現在のところ、全庁的にどのような準公金があるかを把握し、この取扱いについて統括管理する所管は明確ではありません。

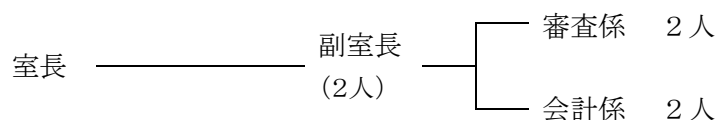
全庁的な事務管理の問題であるので、総務部が所掌すべきと考えられますが、マニュアルを制定する場合は、準公金を所管する部署の現状を調査する必要があり、人事課の所掌範囲を超える可能性があるため、令和5年度上半期に総務部内で所管部所を決定し、下半期に所管部所において、統一的なマニュアル等の整備について検討します。

# 出 納 室

## 1 出納室の主な事務事業

- (1) 現金、有価証券、物品の出納及び保管に関すること。
- (2) 現金及び財産の記録管理に関すること。
- (3) 支出命令の審査及び支出負担行為の確認に関すること。
- (4) 決算の調製に関すること。
- (5) 出納員及び会計職員に関すること。
- (6) 小切手の振出しに関すること。
- (7) 資金計画に関すること。
- (8) 指定金融機関等に関すること。

## 2 職員の配置状況 7人（令和4年4月1日現在）



## 3 令和3年度に実施した主な事業

### (1) 備品の適正管理

適正な備品管理の徹底及びチェック体制の整備とけん制機能の強化を図るため、備品台帳と現物との照合と保管状況の確認をするため現地調査を実施した。

会計管理者による現地検査と指導、また検査後に担当課の対応状況を確認することで、チェック体制の強化及び適正な台帳整備と物品管理の徹底が図られた。

(実施課所) 国保課、介護福祉課、都市計画課

### (2) 適正な公金収納管理の推進

公金の適正な管理を推進するため、現金収納担当課の収納状況について、出納員によるセルフチェックを実施した。それにより、担当者及び出納員の収納事務の意識統一を図るとともに、最新の事務取扱状況及びマニュアルにより、適正に事務を行っていることが確認できた。

また、現金取扱事務のある課所のうち、港湾管理課、上部支所、図書館において現地調査を行い、公金の取扱事務の重要性の指導を行った。

## 4 指摘事項及び回答内容（回答は令和5年3月20日付け）

### (1) 準公金取扱いの整備について

各種事業の円滑な推進のため、担当課所室が関係団体や実行委員会等の事務局を担うことに伴い、市職員が公金以外の現金預金を取り扱うことになるが、これら「準公金」について

は、法令による明確な管理方法等は定められていない。担当課所室では、それぞれ準公金取扱マニュアル等を定め管理を行っているが、関係書類照合や団体監査等のチェック機能等において統一的な運用が行われておらず、不適切事案のリスクが懸念される。これは、本市では「準公金」を統括管理する所管が明確でないことに加え、マニュアル作成の統一基準となる準公金取扱要綱等が定められていないことによるものと考えられる。

リスク管理の面から全国的に取扱要綱等の制定が進んでおり、本市においても、準公金の管理体制の整備と更なる取扱適正化について早期に検討されたい。

#### <回答>

令和5年度に人事課において準公金の取扱いやルール作りを所掌する部所を決定することである。公金に準じた取扱いになるよう、「新居浜市会計規則」及び「公金の取扱いに関する事務」を参照し、マニュアル作成の庁内統一の基準になる準公金取扱要綱等の制定に、統括管理所管部所と取り組みます。